

町税の納付に関するお知らせ

軽自動車税・自動車税の納期限

6月1日（月）は、軽自動車税及び自動車税の納期限です。取扱金融機関・コンビニエンスストア・スマホアプリ・口座振替などで納期限までに納めましょう。

口座振替納付について

納付には、口座振替を利用すると、納期に合わせて銀行などに出かける必要がなく、納め忘れがないためとても便利です。手続きは簡単で、郵送や下記金融機関窓口で一度申し込みをすることで翌年度以降も継続されます。**機関** 北海道銀行・北洋銀行・ゆうちょ銀行・北海道信用金庫・北石狩農業協同組合

キャッシュレス決済について

町税のキャッシュレス納付については、町ホームページを確認ください。



町ホームページ

また、法人町民税や町道民税（特別徴収）の納付には、地方税ポータルシステム「eLTAX」が便利です。ご利用方法はエルタックスホームページを確認ください。



エルタックス

車検時の納税証明書について

軽自動車の車検時は納税証明書の提示は原則不要です。口座振替の方へ送付していた「軽自動車税証明書」は送付を廃止しています。



町ホームページ

詳しくは町ホームページを確認ください。

令和8年度税金の納期限

納期限	町道民税・森林環境税（普通徴収） 固定資産税 都市計画税	国民健康保険税
6/30	第1期	
7/31		第1期
8/31	第2期	第2期
9/30		第3期
11/2	第3期	第4期
11/30		第5期
12/25	第4期	第6期
R9 2/1		第7期
3/1		第8期
3/31		第9期

※納期限（末日）が、土曜・日曜・祝日の場合は、次の平日となります。

問 税務課納税係（☎ 23 - 2341）【自動車税】
石狩振興局納税課（☎ 011 - 281 - 7910）

広 告

広 告

広 告

広 告

お知らせ

家屋を解体する際は上下水道手続きをお早めに！

家屋などを解体し、今後上下水道を使用しない場合は、事前に給水装置所有者からの給水装置使用廃止届と排水設備等撤去許可申請書の提出が必要です。水道メーターの取り外しは書類提出後から1か月程度かかりますので、お早めの手続きをお願いします。

問 上下水道課業務係（☎ 22 - 2411）

ペットの飼育マナーを守りましょう！

ペットの飼育マナーに関わる、住民トラブルが増えています。ペットを飼育している方は、以下のマナーを守るよう心掛けてください。

- ①ペットの放し飼いはせず、リードに繋ぐこと。
- ②リード等は日常的に点検すること。
- ③ペットの尿やフンは必ず飼い主が処理する、持ち帰る
- ④犬は必ず登録手続きを行い、狂犬病の予防接種を年1回受けること。
- ⑤野良犬・猫への餌付けはしないこと。

問 環境生活課環境対策係（☎ 23 - 2503）

令和8年度「当別町再生可能エネルギー設備導入推進事業補助金」について

今年度の補助事業を6月1日から開始します。補助対象設備は、昨年度と同じ、太陽光発電設備、蓄電池（太陽光を同時に設置する者）、ZEH、熱利用設備（薪・ペレットストーブ他）、寒冷地エアコン、エコキュートとなります。詳細は、5月中旬にゼロカーボン推進室及び西当別支所の窓口設置、町ホームページへ掲載予定の「申請の手引き」をご確認ください。

問 ゼロカーボン推進室ゼロカーボン推進係（☎ 27 - 5382）

令和8年4月使用分から水道料金の基本料金を減免します

物価高騰の影響を受けている皆さまの生活を支援するため、水道料金の一部を減免いたします。なお、手続きは不要です。

▼減免料金 基本料金（月額税込 836 円）

※検針時に投函されるお知らせ票及び納付書には、減免後の金額が表示されます。

▼期間 令和8年4月から令和8年12月までの使用分

▼対象 当別町上下水道事業から直接水道料金を請求している方のうち、「家事用（一般家庭用）」で利用されている方

▼問合せ 上下水道課業務係（☎ 22 - 2411）

当別ふれあいバスの運転手を募集しています！

全国的にバスの運転手が不足しており、町が運行している当別ふれあいバスも同様に、運転手の確保が大きな課題となっています。当別ふれあいバスは、町民の移動手段を確保するためのコミュニティバスとして、多くの方に利用されており、町にとって必要不可欠な公共交通です。この当別ふれあいバスを守るため、運行事業者である有限会社下段モータースでは随時運転手を募集しています。大型自動車第二種免許をお持ちでない方も、国や町の補助事業を活用し、免許取得に係る費用は運行事業者が全額負担します。経験者はもちろん、就職や転職、バスの運転手に興味がある方は、この機会に当別ふれあいバスの運転手として働き始めてみませんか？詳しくは採用情報ページをご確認ください。

問 有限会社下段モータース（工藤・☎ 23 - 2630）当別町地域公共交通活性化協議会（企画課企画係内・☎ 23 - 2393）



採用情報ページ

広告

広告

高齢者外出支援タクシー料金助成の申請を受け付けます

助成内容

- ・ 1世帯あたり一月 500 円× 6 枚のタクシー利用券を助成します。
- ・ 1世帯につき年度内 1 回限りの交付となります。
- ・ 夫婦ともに条件を満たしてる場合でも、個人ごとではなく、世帯単位で 1 回のみ交付となります。
- ・ 申請月によって交付枚数が変わります。今年度は 7 月から事業を開始するため、1 世帯あたり最大 9 か月分 27,000 円分の交付となります。
- ・ タクシー利用券でのお釣りは出ません。
- ・ 町が指定するタクシー事業者のみ利用できます。

次のすべてに該当する方が助成対象です

- ①町内に住所を有し、在宅で生活する 70 歳以上の方
- ②運転免許を持っていない方、または運転免許はあるものの自家用車を保有していない方
- ③同居家族がいない方、または家族による外出支援が受けられない方

申請受付スケジュール

- ①本町地区：6 月 1 日（月）から 6 月 10 日（水）
- ②太美地区：6 月 11 日（木）から 6 月 22 日（月）
- ③6 月 23 日（火）以降は全ての地区の方が申請可能

申請から交付までの流れ

- ①申請書は介護課窓口、西当別支所または町ホームページからダウンロードできます。
- ②申請書を介護課高齢者支援係または西当別支所に提出してください。
- ③申請にはマイナンバーカード等の本人確認書類が必要です。代理の方が申請する場合は、委任状と双方の本人確認書類を併せてお持ちください。
- ④申請内容の確認をするため、タクシー利用券を郵送するまで数日かかります。なお、申請当日のタクシー利用券交付は行いません。
- ⑤郵送は簡易書留となりますので、受取時に受領印または署名が必要です。
- ⑥利用券の再発行はできませんので、大切に保管してください。
- ⑦受付開始直後は窓口の混雑が予想されるので、来所日の分散にご協力ください。なお、窓口への来所が難しい場合は、介護課高齢者支援係へご相談ください。



町ホームページ

問 介護課高齢者支援係（☎ 27 - 5131）

料理経験がなくても大丈夫！男性の料理教室

料理経験のない男性の方もこれを機会に料理に挑戦してみませんか？初めての方でも手軽に作れる簡単料理として、今回はお好み焼きを紹介します。

対象 町内在住のおおむね 60 歳以上の男性

日時 6 月 14 日（日）10 時～ 13 時 30 分（9 時 45 分受付開始）**場所** ゆとろ 栄養実習室 **定員** 16 名（先着順）**料金** 500 円 **持ち物** エプロン・三角巾・ふきん 2 枚・筆記用具 **申込** 6 月 5 日（金）までに、下記お問い合わせ先に、申込みください **問** 当別町食生活改善協議会 小笠原（☎ 26 - 4550 /FAX: 26 - 4559/mail:n.datsun@gmail.com）

広告

チャリティー「ウイスキーの夕べ」を開催します

数年後に出荷される当別町産ウイスキーを町の誇りとし、新たな文化として育む事を目的に、スピーチやバンド演奏を聴きながら、食事やウイスキー等を楽しむイベントです。売り上げの一部を子ども達の教育環境充実のため、教育委員会へ寄付します。

日時 5 月 22 日（金）開場 16 時 30 分、開会 17 時 **場所** 田西会館 **料金** 3,000 円（軽食弁当と 1 ドリンク付）**内容** ゲストスピーチ：田中隆志氏（㈱ウイスキー学生チューデント代表取締役）、飲料・軽食販売、バンド演奏、お楽しみ抽選会 **問** 当別ライオンズクラブ事務局（☎ 22 - 2015、平日 10 時～ 15 時）

広告

お知らせ

友遊会・かすみ草の集い 参加者募集！

友遊会、かすみ草の集いは、外出の機会が少ない高齢者が楽しく集まれるよう、地域の方々が手作りする集いです。参加をご希望の方、ボランティアの方、いずれも募集しています。開催予定日は、イベントカレンダー（本誌P26）をご確認ください。

友遊会

対象 当別地区に居住の高齢者で介護サービス未利用の方 **場所** ゆとろ **日時** 毎月1回（月曜日）10時～12時

かすみ草の集い

対象 太美地区に居住の高齢者で介護サービス未利用の方 **場所** 西当別コミュニティーセンター **日時** 毎月1回（火曜日）10時～12時

ボランティア 毎月2回（準備会と当日の運営）集まります。

問【参加希望の方】高齢者支援係（ゆとろ内・☎27-5131）、【ボランティアの方】ボランティアセンター（☎27-5011）

受けてイキイキ 後期高齢者健診～健診からはじめる健康づくり～

人生100年時代、健康を守り自立して生きるためには2つのことが大切です。1つ目は持病などの重症化を防ぐこと、2つ目は加齢に伴う心身の衰え（フレイル）を防ぐこと。自覚症状がない方や、治療中の方も健診で今の体の状態を知るために健診を受けましょう。受診の際には受診券が必要です。健康推進係へ問い合わせください。

対象 町の後期高齢者医療保険に加入している方 **期限** 令和9年3月31日（水） **検査** 問診、身体計測、尿検査、血圧測定、血液検査（脂質、血糖、肝機能、尿酸、腎機能、貧血）、心電図、医師が必要と判断した方は眼底検査 **料金** 600円（健診日に支払い） **持参** 保険の資格情報が確認できるもの、受診券（オレンジ色）、問診票 **会場** 健康ひろば・実施医療機関（P24参照）に掲載しています。 **他** 医療機関への予約が必要です。 **問** 保健福祉課健康推進係（ゆとろ内・☎23-4044）

国民年金保険料の納付方法について

国民年金の保険料は、金融機関やコンビニエンスストア、スマートフォンアプリ、ねんきんネットなどを利用して納めることができます。金融機関、コンビニエンスストアまたはスマートフォンアプリを使って納める場合は、日本年金機構から送付される「納付書（国民年金保険料納付案内書）」が必要です。スマートフォンアプリでの納付に対応した決済アプリは、「AEONPay」「auPay」「d払い」「PayPay」「PayB」「楽天ペイ」です。納付書のバーコードを読み取ることによって電子決済ができます。

また、ねんきんネットを利用した納付の場合は、お手元に納付書がなくても納付が可能です。ただし、納付できる保険料は前月分以前の国民年金保険料と追納の申込みが承認された期間の保険料となりますのでご注意ください。国民年金保険料の支払い方法や制度については、下記QRコード（日本年金機構ホームページ）をご確認ください。

問【国民年金】札幌北年金事務所（☎011-717-4115）



日本年金機構
ホームページ

住宅の耐震診断費用の一部を補助します

住宅の耐震化を進めることは、自身の生命や財産を守るとともに、まちの安全性を高めることにもつながります。まずは、住宅が地震に耐えられるか診断を受け、住宅の状況を確認することが大切です。

対象 次のいずれの条件も満たしている個人の方
・町内に木造住宅を所有し、そこに住んでいる
・昭和56年5月31日以前に着工した住宅
・戸建て住宅または併用住宅
・在来軸組工法または枠組壁工法の2階建て以下の住宅
・法令に違反してない住宅

補助 耐震診断費の3分の2以内（上限2万8千円）

受付 9月30日（水）まで ※土・日・祝日は除く

問 建設課建築住宅係（☎23-3147）

財政事情説明書を公表します

町では毎年2回「町財政がどのような状態にあるのか」をお知らせするため、収入および支出の概況や住民負担の状況などを説明した「財政事情説明書」を公表しています。この説明書は、町ホームページや財政課窓口で閲覧できます。

公表 5月1日（金）から1年間

問 財政課財政係（☎23-2331）

令和8年経済センサス - 活動調査を実施します

「経済センサスー活動調査」は、事業所・企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにするための統計調査です。5月中旬から調査員がお伺いします。

▼調査の期日 令和8年6月1日現在

▼調査の対象 全国のすべての事業所及び企業が対象（農林漁業に属する個人経営の事業所、家事サービス業に属する事業所、外国公務に属する事業所及び国・地方公共団体の事業所等を除く。）

▼調査事項 事業所の名称、所在地、経営組織などの経理事項等基本的な項目に加えて、産業別の特性事項を調査します。

▼調査の方法 調査票は、北海道知事が任命した調査員がお伺いして直接配布するか、国が直接郵送します。調査員がお伺いする場合は、必ず「調査員証」を身に付けています。

▼回答方法 インターネットでの回答を推奨しています。その他に郵送回答も可能です。

▼注意事項 総務省統計局をかたる不審なメールが届いています。本調査では、メールのリンクによって回答を求めることはありませんので、ご注意ください。**問** 総務課総務係（☎ 23 - 2330）

森の輪をツルツルにしよう！ボランティア募集

町で生まれた赤ちゃんへ4ヶ月健診時にプレゼントしている「森の輪」の仕上げ作業を行いませんか？サンドペーパーで磨いて亜麻仁油を塗るという簡単な作業です。作業にご参加いただいた方には、木製の記念品をプレゼントいたします。

日時 5月30日（土）9時～12時（塗装が終わるまで）**場所** 旧東裏小学校 **問** 家具工房旅する木（須田・☎ 25 - 5555、mail:kagu@tabisuruki.com）



広告

5月からオープンする屋外施設のお知らせ

各施設の大会利用・団体利用は、事前申込みが必要です。当別町公共施設予約サービス、または各受付窓口へ備付けの申請書に必要事項を記入のうえ、ご提出ください。

施設名称	受付窓口・問合せ先
・若葉球場 ・阿蘇公園少年野球場 ・フラワーパークゴルフ場 ・栄公園テニスコート	ふれ・スポ・とうべつ事務局 (総合体育館内・☎ 22 - 3833)
・あいあい公園少年野球場 ・あいあい公園パークゴルフ場 ・遊遊公園テニスコート	ふれ・スポ・とうべつ事務局 (西当別コミュニティーセンター内・☎ 26 - 3300)
・河川敷ゲートボール場 ・遊遊公園多目的芝生広場	建設課維持管理係 (☎ 23 - 3197)

料金 無料 **他** 各パークゴルフ場の個人利用は、事前申込みの必要はありません。各テニスコートの個人利用は、コート入口の鍵が必要となりますので、使用前に各窓口でお受け取りください。



当別町公共施設
予約サービス

伊達記念館・伊達邸別館を開館します

冬期間休館していた伊達記念館・伊達邸別館を開館します。

期間 10月31日（土）まで **時間** 10時～16時30分 **休館** 月曜日※祝日の場合はその翌日 **料金** 無料

問 伊達記念館（☎ 22 - 3735）、社会教育課社会教育係（☎ 22 - 3834）

広告

当別町歴史学習講座に参加しませんか

当別開拓の祖 伊達家ゆかりの古文書を解説し、当別町の歴史を学び合う、歴史学習講座を開催します。

初級クラス

対象 初めて古文書を読む方、解説歴が1～3年の方

内容 崩し字の読み方など基礎知識を習得します。

上級クラス

対象 原則、過去に入門編または実践編を受講した方

内容 難易度の高い古文書を使用し、実践的に解説しながら、高度な読解力を身に着けることを目指します。

日時 白樺コミュニティーセンター 大研修室

【初級クラス】 9時20分～10時20分

【上級クラス】 10時30分～12時

①5月16日、②6月13日、③7月18日、④8月22日、⑤9月19日、⑥10月17日、⑦11月21日、⑧12月19日、⑨令和9年1月16日、⑩2月20日、⑪3月20日（すべて土曜日開催）

料金 無料 **申込** 5月11日（月）までに下記申込みページから申込みください。※締切後も随時申込み可能です。**講師** 町歴史研究専門員 倉田 守 氏

問 社会教育課社会教育係（☎22 - 3834 / FAX23 - 3114/mail: kyoshakail@town.tobetsu.hokkaido.jp）



申込ページ

五輪選手がやってくる！カーリング日本代表「フォルティウス」トークショー開催！

学校部活動地域展開推進事業の一環として、カーリング女子日本代表「フォルティウス」による特別イベントを開催します。ミラノ・コルティナ冬季五輪で奮闘した吉村紗也香選手と小谷優奈選手が来町し、夢の掴み方や五輪の裏話など、貴重なお話をお聞きいただけます。**日時** 5月10日（日）9時30分～10時10分 **場所** 当別町総合体育館アリーナ

料金 無料 **申込** 5月9日（土）までに、下記QRコードから申込みください。

問 当別地域クラブ（事務局：NPO法人ふれ・スポ・とうべつ）
（☎23 - 2511）



申込ページ

新緑に集うストックウォーク

残雪が残る山々を眺めながら歩きませんか？

日時 5月16日（土）9時～12時 総合体育館集合

場所 しのつ公園ウォーキングロード（新篠津村）

料金 ふれスポ会員 1,000円 非会員 1,500円

申込 5月8日（金）までに、下記QRコードから申込みください。

問 ふれ・スポ・とうべつ事務局
（総合体育館内・☎22 - 3833 / FAX22 - 3832）



申込ページ

広 告

広 告

広 告

北警察署からのお知らせ

自転車の交通違反に青切符が適用されます

令和8年4月1日から、16歳以上の自転車の運転者が一定の交通違反をすると、交通反則通告制度（いわゆる青切符）が適用されます。

1 交通反則通告制度とは

「反則行為」をした16歳以上の運転者が検挙されると、青切符が交付され、定額の反則金を納めることとなります。青切符を交付された者が反則金を納付したときは、刑事手続へ移行せず、起訴されない（いわゆる前科もつかない）制度です。

2 指導取締りの基本的な考え方

自転車の交通違反を認知した場合、基本的には、現場での「指導警告」を行います。ただし、交通事故の原因となったり、歩行者や他の車両にとって危険・迷惑となるような「悪質・危険な違反」であったときは検挙を行います。

指導取締りの基本的な考え方は、青切符導入後も変わりません。

※重大な違反（飲酒運転等）や交通事故を起こしたときなどは従来通り刑事手続によって処理されます。

3 青切符の対象となる違反の例

- ①反則行為の中でも重大な事故につながるおそれが高い違反
（例：携帯電話を手で保持して通話又は画面注視したとき）

- ②違反の結果、実際に交通の危険を生じさせたり、事故の危険が高まったりしているとき

○違反により歩行者が立ち止まったり、他の車両が急ブレーキや急な進路変更といった回避措置を引き起こしたりしたとき

○違反を同時に2つ以上行い、事故の危険が高まっているとき（例：2人乗りをしながら赤信号無視、傘を差しながら一時不停止）

- ③違反であることについて指導警告されているにもかかわらず、あえて違反を行ったとき

4 自転車の歩道通行について

【取締りの基本的な考え方】

単に歩道を通行しているといった違反については、これまでと同様に通常「指導警告」が行われます。

スピードを出して歩道通行し歩行者を立ち止ませた場合や、警察官の指導警告に従わず歩道通行を継続した場合などには、取締りを受けることがあります。詳細はQRコードを読み込んでください！

問 北警察署交通第一課

(☎ 011 - 727 - 0110)



自転車ルールブック

広 告

広 告

広 告

消防署からのお知らせ

令和9年度採用 石狩北部地区消防事務組合消防吏員採用資格試験

採用予定

	試験区分	採用予定数
石狩消防署	上級の部	2名程度
	初級の部	
当別消防署	初級の部	2名程度
新篠津消防署	初級の部	2名程度

採用予定日

令和9年4月1日

受験資格

【上級の部】

平成9年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学もしくは、これに相当すると認められる学校等（短期大学を除く）を卒業した方または令和9年3月までに卒業見込みの方。

【初級の部】

平成14年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による高等学校を卒業した方。（令和9年3月卒業見込みの方は除く）または短期大学、高等専門学校、専修学校（修業年限2年以上の専門課程に限る。）若しくはこれらに相当すると認められる学校等を卒業した方または令和9年3月卒業見込みの方。ただし、上級の部の受験資格者は除く。

試験日程等

- 1次試験内容 SPI 3による試験
- 1次試験期間 6月9日(火)～6月24日(水)
- 募集期間 5月12日(火)～5月29日(金)まで（持参は5月29日(金)17時15分まで）
- 申込方法 石狩北部地区消防事務組合ホームページまたは消防本部総務課および各消防署にある申込案内をご確認ください。
- 申込み・問合せ 石狩北部地区消防事務組合消防本部総務課（〒061-3211 石狩市花川北1条1丁目2番地3 / ☎ 0133-74-5119）



消防事務組合
ホームページ



救急訓練



火災予防店頭広報



暑熱順化トレーニング



令和7年度導入救助工作車

広告

広告

広告

広告